

令和7年（2025年）12月8日

関係各位

姫路市農林水産部農政総務課長

地域計画ブラッシュアップ支援システム構築に係る
情報提供依頼（R F I）について

農業経営基盤強化促進法の改正により、市街化区域以外の地域において、将来の農地のあり方を示す「地域計画」の策定が法定化され、本市においても該当する地域での策定を進めています。「地域計画」は一度策定して終わりではなく、地域農業の実態に応じて随時更新し、完成度を高めていくこと（ブラッシュアップ）が重要とされています。

「地域計画」のブラッシュアップには、農地の出し手、受け手を含めた地域での話し合いを円滑に進めるため、最新の農地の作付け状況の把握、効率的に将来の目標を示した地図を作成するシステムが必要不可欠です。

本市では、令和8年度に上記のシステムの導入を検討しており、参考となる情報や経費を算出するための基礎的な情報を提供いただける場合は、別紙により提供をお願いします。

なお、回答は令和8年1月30日（金）までに担当宛に電子メールにて提出してください。

〔担当〕

姫路市農林水産環境局農林水産部 農政総務課 農政・地産地消担当 岩本・高雄

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

電話 079-221-2475（直通）